

市議第8号

発言取り消しの撤回について議場で説明を求める決議

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

平成29年12月22日提出

提出者	各務原市議会議員	杉山元則
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	永治明子
賛成者	〃	波多野こうめ

各務原市議会議長 岡部 秀夫 様

発言取り消しの撤回について議場で説明を求める決議

去る各務原市議会第3回定例会最終日、杉山元則議員の発言の取り消し動議が可決され、議長は「取り消しを命じます。」と発言し、議事録にも記載されている。その後、議長は会議録を調査した結果、「取り消す部分はない」と判断し発言取り消しを撤回することとした。

議事録には発言取り消しの議論は記載されているが、議長が発言取り消しの撤回を行ったことはどこにも記述されないこととなる。これでは市民にもこの一連の経緯が知らされないままである。

発言取り消しを撤回したこと及びその理由について議場で明らかにすることを求め、決議する。